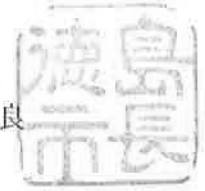


文振発第8号
令和2年2月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島市長 遠 藤 彰 良



旧文化センター跡地の県名義の土地に係る再確認について（照会）

旧文化センター跡地の県名義の土地については、令和2年2月4日付文書（文振発第7号）にて照会を行い、令和2年2月5日付文書（都第721号）で回答いただいたところです。

この文書の中で、確認事項についての資料は不存在であることについては、回答いただきましたが、次の事項について、県の回答や先般市が照会時に添付した資料に基づき、県としての見解をお示しくくださいますようお願いいたします。

お手数をおかけしますが2月17日（月）までに、ご回答いただければ幸いです。

確認事項

- 1 当市は、「協定書」自体の存在は確認されなくても、事実経緯から県と当市の間で昭和34年9月26日に市議会が議決した「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定」を内容とする合意がなされたものと推認しうると考えていますが、合意の存在について県はどのような見解をお持ちでしょうか。仮に合意の存在を否定されとすれば、その根拠もあわせてお示しくください。
- 2 当市は、前述の合意に基づいて寺島川の埋立地を県から譲渡を受けたものとして理解していますが、県は、当該埋立地は当市に譲渡していない（譲渡の効力が生じていない）とのご見解でしょうか。そうであれば、当市はいかなる権原で当該埋立地を文化センター建設敷地として使用してきた（当該埋立地を文化センター建設地として当市が使用するにあたり、県は当市に対してどのような権原を与えたのか）とお考えでしょうか。また、そのようなお考えの根拠となるものは何でしょうか。
- 3 その他、当市が説明した事実経緯について県の認識と異なる点があれば、その根拠と合わせてご指摘ください。

以上
（文化振興課）
・ TEL621-5178

都第 747 号
令和 2 年 2 月 17 日

徳島市市民環境部
文化振興課長 殿

徳島県県土整備部都市計画課長



旧文化センター跡地の県有地に係る再確認について（令和 2. 2. 10
文振発第 8 号に対する回答）

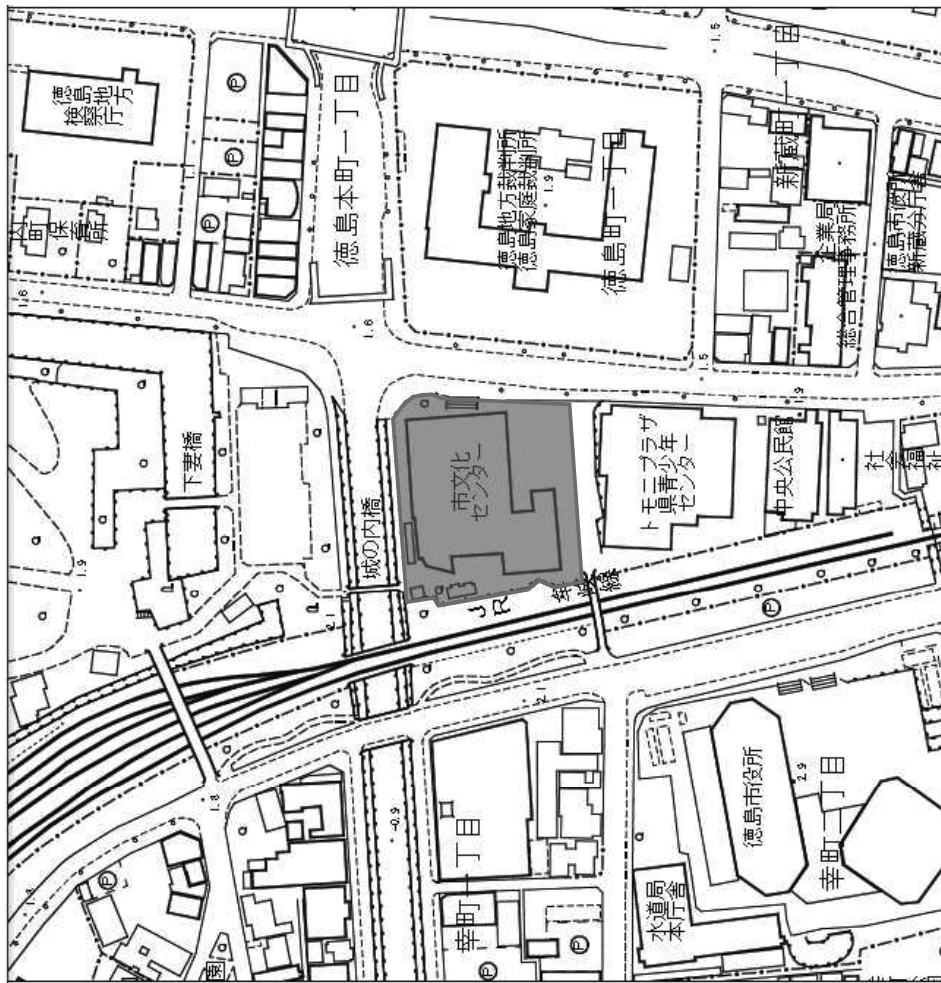
このことについて、旧文化センター跡地の県有地は、昭和 35 年に工事に着手した都市計画街路元町安宅線の立体交差道路整備等に伴う寺島川埋立地で、昭和 38 年に徳島市が文化センターを開館した後の昭和 44 年 10 月と昭和 45 年 12 月に、県が所有権保存登記をしたものであり、その時に徳島市から異論があったとの記録はありませんでした。

また、それ以降も現在に至るまで、市から県に対し異論があったとの記録はなく、県が正当に所有してきたものと考えております。

旧文化センター跡地周辺の土地変遷

年 月	内 容
昭和34年 9月	市が協定（案）を市議会に追加提案し議決
昭和35年 1月	埋立免許
昭和35年 2月	立体交差道路工事着手
昭和36年 3月	立体交差道路開通
昭和36年11月	市が市議会で文化センター（仮称）建設計画の概要を説明
昭和37年 3月	文化センター建設工事着手
昭和37年 7月	文化センター建築にかかる確認通知書
昭和38年 4月	文化センター完成
昭和39年 8月	埋立しゅん工認可
昭和40年 4月	市議会で、徳島市が文化センター建設途中に寺島川の一部（165m ² ）を無許可で埋立てたことを追及
昭和44年10月	県が所有権保存登記【徳島中央公園内の2筆（1-23、2-11）旧文化センター敷地内北側の2筆（1-25、2-13）】
11月	公園敷地を道路として分筆登記（1-20から1-28を分筆）
昭和45年12月	県が所有権保存登記【旧文化センター敷地内南側の2筆（1-30、2-14）】
平成18年 1月	徳島城跡を国史跡指定
平成29年 3月	文化センター閉館

位置図



敷地の状況

- 住所積 : 徳島町城内 1 番地
 : 約 4, 538 m²
- 都市計画の状況 : 市街化区域 商業地域 防火地域
 都市計画施設 : 都市計画道路 (敷地の北側の一部)
 建ぺい率/容積率 : 80%/400%
- 所有者 : 徳島市 (約 2,288 m²)、徳島県 (約 1,620 m²)、国 (約 630 m²)
 ※面積は登記簿上の面積である。
- 交通アクセス : 徳島駅から徒歩約 10～15 分。周辺に駐車施設が複数ある。
 市バスの停留所がある。
- 周辺環境等 : 県青少年センター、中央公民館、裁判所、中央公園、市役所、国道 (192 号) 等







現況写真




※この地図は、徳島市長の承認を得て、1/2,500 地形図を複製したものである。(承認番号 平 28 徳島市指令部政第 96 号)

特記事項

- ・この敷地は、文化センターの開館以来、舞台芸術の鑑賞や発表の場として、市民に長年親しまれてきた場所です。
- ・現文化センターは、平成 29 年度に解体工事の設計を実施する予定です。
- ・登記上では、徳島県及び国が所有している土地があり、今後、境界を確定する必要があります。
- ・商業地域のため、駐車場整備地区と同様の規定が適用され、原則、一定の台数の駐車場 (附置義務) を敷地内あるいは周辺に設ける必要があります。

部 長	理 事	次 長			
/					
課 長	企 画 監	主 幹	課 長 補 佐	係 長	係 員
					 

業 務 報 告 書

項 目	徳島城址の国文化財指定化について
日 時	平成17年3月31日 (木) 14:10
場 所	電話でのやりとり
出 席 者	徳島市教育委員会 社会教育課 安宅 県都市計画課 山名係長
担 当 者	(職氏名) 街路・鉄道高架担当係長 山名 

概 要
(都市計画課)

JR牟岐線沿いの国道192号の幸町アンダーパスと徳島中央公園の寺島川の間
に県有地がある。この部分は、JRの車両基地に接しており、将来、鉄道高架事業
で使う可能性がある。現在は徳島市指定の史跡区域になっている様だが、国指定時
には国の指定区域にしないようにしていただきたい。

(市社会教育課)

国の文化財指定時には指定区域からは外す予定である。

- 以上 -

市無許可をわびる

寺島川埋め立て 議会が追及

徳島市議会建設常任委員会（出口幸夫委員長）は十二日開き、文化センター建設をめぐる市が寺島川の一部を無許可で埋め立てたという件について理事者の説明を求めた。

これに対して橋本第一助役、松村建設部長は「調査したところ許可がおりていないのは事実で、工事上の必要に迫られてやったもの」と思ふが、怠慢であった」と非を認めた。このため委員たちは「そのようなズサンなやり方では困る」「公共機関が違法行為をやるようでは一般へのしめしがつかない」などとまびしく追及。すみやかに県に対し追問申請の手續きをする

こと、こんど再びこのよつな違法行為のないよう厳重に注意する」と一なごを要望した。

また市理事者の違法なやり方はたしかに悪いが、県も三年もほうっておき、いまになってとり上げてくるというやり方、とくに市議会の川内町大松のかんがい用水路埋め立て答申（抗議文つき）に対するシツペ返しともとれる発遣が県

土木委で、行なわれたなどが事実なり「あたかも不正をかばい、助長するよつなものではないか。幼稚でスジが通らない」など不齒の再も出た。しかし、これ以上県との間に

かたちでケリとなった。

松村市建設部長の話 当時の建築部長は関係者が退職しているのはつきりしないが、工事日誌などによると、市が無許可で埋め立てたのは申請面積の一部約百六十五平方メートル（五十坪）で、当初の計画ではその部分は埋め立てないで建設できる見通しで暫工したところ、水がわき出たため、急いで申請することともに、やむをえず一部だけ先に埋め立てにかかったようだ。その後、県から口頭で注意を受けたので、間もなく中止しており、わたしはある程度了解があったのではないかと思ふ。しかしまた許可がおりていないのは事実だ。



旧文化センター跡地の県名義の土地について

1 問題の所在

旧文化センター跡地を新ホールの建設候補地の一つとするにあたり、改めて登記を確認したところ、旧文化センター跡地内には県名義の土地（以下「本件土地」といいます。）が存在することが判明しました。

そのため、市に「本件土地が県名義で登記されているのであれば、本件土地は県の所有地かもしれない、県の所有地であるとすれば、文化センター敷地の一部として使用していたのは使用貸借と位置付けられていたかも知れない。」との認識が生じ、その結果、市としては旧文化センター跡地を新ホール建設候補地とするためには、本件土地について使用権を確立することができるかどうか問題となりました。

しかし、その後、本件土地に関する由来等を確認していったところ、本件土地は県名義で保存登記されたままとなっているが、実際は市有地なのではないかと推認される事実が明らかになってきました。その内容は次のようなものです。

- ① 本件土地は、幸町の立体交差道路を整備する際に、県が寺島川を埋め立て、県名義で保存登記された土地である。

本件土地については、昭和34年9月に市議会において、県から無償で譲渡を受けることについて議決（県との協定締結、財産の取得等）を行っている。

したがって、本件土地が埋立によって所有権の対象となった時点で、県との協定にしたがって、県から譲り受けた（市に所有権が移転した）はずであるが、何故か市への移転登記がなされず、本件土地は県によって保存登記されたまま、現在に至っている。

- ② 昭和37年に本件土地及び従前からの市有地（徳島公園の一部）を敷地として文化センターの建設が開始されたが、市は本件土地を含む敷地全体を市有地として認識し、使用してきた。

また、本件土地を使用するにあたり、県から使用貸借等の契約を求められた記録も市には無い。

- ③ したがって、本件土地は市有地であるが、県から市への移転登記ができていないだけなのではないかという疑義もある。

2 市議会の議決に至る経緯

(1) 県の立体交差道路建設計画以前の状況

寺島川は埋め立てられておらず、剣先橋（市管理）と徳島橋（県管理）が架かっており、それぞれの西側袂に日本国有鉄道（以下「国鉄」といいます。）の線路と、剣先橋踏切と徳島橋踏切の2つの踏切が存在しました。

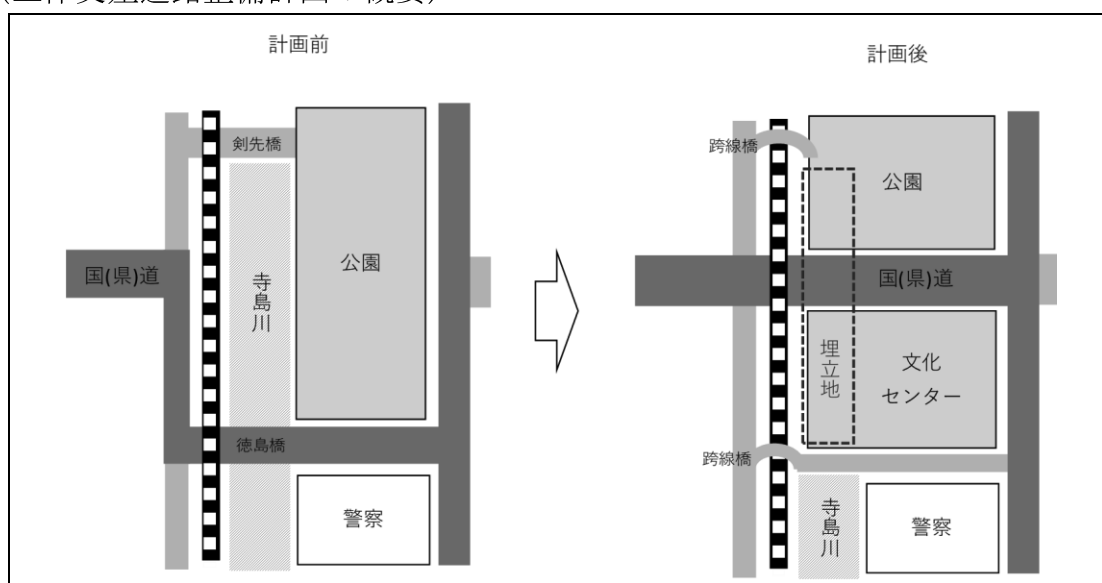
県が管理する二級国道西条徳島線（現国道192号線）は元町から東進して、線路及び寺島川に突き当たった所で南に折れ曲がり、徳島橋踏切を渡って東進する形となっていました。特に徳島橋踏切（現在の徳島橋跨線橋）の自動車の混雑が問題となっており、立体交差道路の整備は昭和20年代から議論されていました。

(2) 県及び国鉄の立体交差道路建設、2踏切撤去計画の概要並びに、この計画と市の関わり

県は、昭和33年に線路の下をくぐり抜けて真っ直ぐ東進し、国道11号に交わる道路（県道元町安宅線）の整備について基礎調査を始め、昭和34年1月には計画が具体化し市議会にもその計画が説明されています。その説明された内容は、県と国鉄が主体となって、徳島公園（市有地）を東西に貫く立体交差道路を整備し、剣先橋踏切と徳島橋踏切を廃止することで、混雑を解消するというものでありました。

その事業を実現するためには、市が市有地である公園から立体交差道路用地部分を切り分けて県に道路用地として提供すること、剣先橋踏切を廃止することについて、市・市議会の同意が必要でした。

(立体交差道路整備計画の概要)



(3) 交渉の経緯及び協定

市・市議会は、立体交差道路の整備自体には賛成していましたが、市管理の剣先橋踏切の廃止には反対していました。一方、県・国鉄は両踏切を

廃止するという方針であり、調整の結果、市・市議会も跨線橋の整備を条件に踏切の廃止に合意し、事業を進めることとなりました。

ところが、県が立体交差道路整備と一体的に寺島川の埋め立てを計画していることが明らかになると、徳島公園の景観が損なわれることなどから市議会は埋め立てに反対しました。そこで、更に県市が調整した結果、寺島川（剣先橋、徳島橋間）を県が埋め立てた後に埋立地を無償で市に譲渡すること等で合意し、協定を締結することとなりました。

(4) 市議会の議決とその内容

昭和34年9月26日に市議会で次の事項について議決（以下「本件市議会議決」といいます。）されています。

ア 徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について（第99号議案）

次のような事項について県市間で協定を締結する。

（協定書の主な内容）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①市は、公園用地（約485.85坪）を道路用地として提供する。②県は、寺島川の埋立地（約502坪）を市に無償譲渡する。③徳島橋付近の道路敷は市道として市に移管する。④徳島橋と剣先橋の踏切を廃止し、跨線橋を整備し市の管理とする。 |
|--|

イ 剣先橋踏切廃止の同意について（第100号議案）

立体交差道路の使用開始と同時に剣先橋踏切を廃止することに同意する。

ウ 不動産取得並びに処分について（第101号議案）

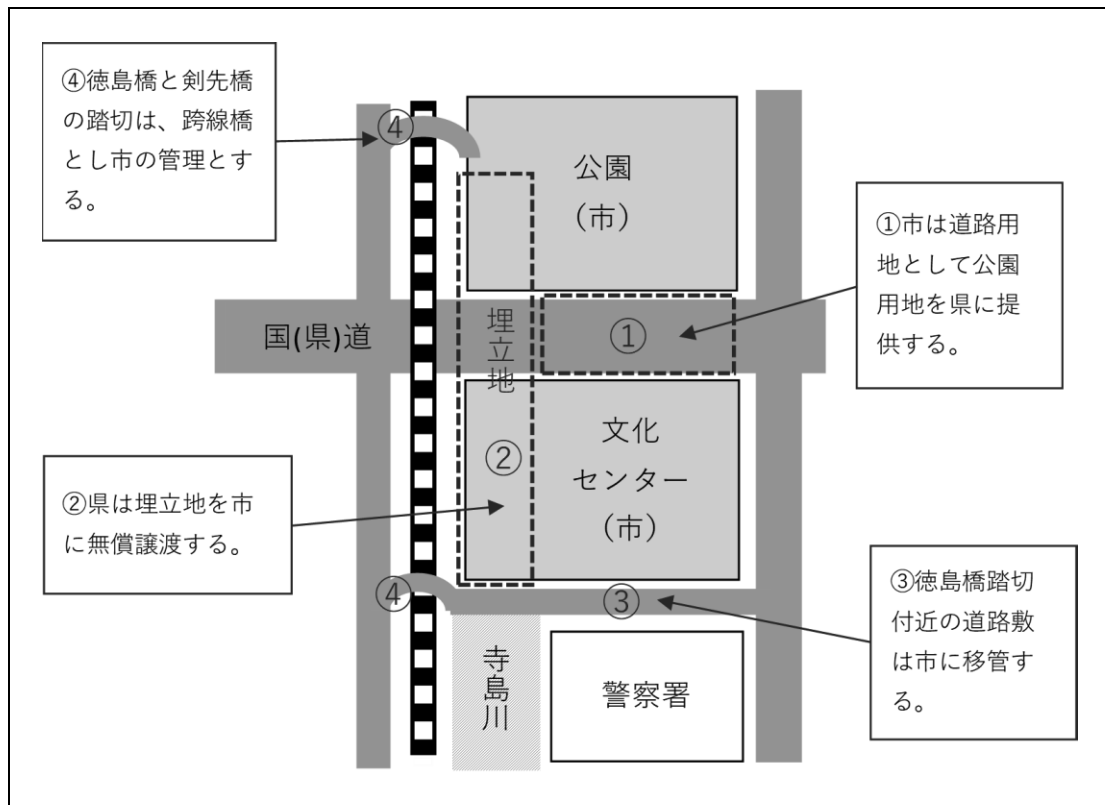
立体交差道路施行に伴い、公園用地を県へ無償譲渡する。

徳島公園の一部消失による潰地分として、寺島川の埋立地（約502坪）を取得する。

エ 公有水面埋立について（第102号議案）

立体交差道路築造により、徳島公園の一部が消失するので、掘さく残土をもって寺島川を埋立て、公園潰地の回復を図るため、寺島川（502坪）を埋立てることについて、可とする。

(議決された協定の内容)



3 協定に基づく市、県、国鉄のそれぞれの履行内容

(1) 市の履行

ア 公園を切断し、県へ提供する。

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり、昭和35年の立体交差道路着工時から道路用地として提供しています。
- ・ 登記の手続きについては、昭和45年になって分筆し、国に対して譲渡していますが、これは昭和40年に当該道路が県から国に移管されているためと考えられます。

(2) 県の履行

ア 立体交差道路の建設、県管理の国道としての使用開始。

- ・ 昭和35年に着工、昭和36年4月に完成し、県管理の国道として供用開始されています。

イ 寺島川を埋め立て、市へ譲渡する。

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり「公園の潰地回復」を目的に、昭和35年1月29日に県が免許を得て、502坪の埋立てを実施しており、これが本件土地（及び立体交差北側の徳島公園内に残っている県名義の土地）に当たるものと考えられます。

- ・ 本件土地は、埋立当初から（正確には埋立竣功前から事実上埋立が完成した部分を順次）市が使用しており、昭和37年には文化センター建設に取り掛かっています。

（なお、その後、昭和39年に同じ場所、目的で143坪の埋立の追認がなされていますが、昭和35年に免許された502坪と、昭和39年に追認された143坪の位置については、正確な位置を示す図面が市には見当たりません。）

- ・ 登記については、昭和44年になって「昭和39年8月25日公有水面埋立」という事由で、県名義で保存登記されましたので、埋立は昭和39年8月25日に竣功したものと考えられます。しかし、現時点では県名義で保存登記されたままで、市への名義変更がなされていません。

ウ 徳島橋踏切先の道路敷の市への譲渡

- ・ 協定(本件市議会議決)どおり市に移管されています。
- ・ なお当該土地は、平成15年に法定外公共物として国から市に譲与されるという手順で処理されています。(未登記)

(3) 国鉄の履行

ア 跨線橋の設置

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり国鉄が跨線橋を整備し、完成後、市に移管されています。

イ 2踏切の廃止

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり立体交差道路及び跨線橋整備後に廃止されています。

(4) 協定の存在について

本件市議会議決には、県市間で協定する協定書の文案が添付され、県市間でその文案の協定を行うことが承認されましたが、協定書なるものの存在を確認することはできませんでした。しかし、県市間の協定が成立したとする新聞報道のみならず、前述のように、本件市議会で議決された県市間の協定の内容が全て順次履行されていることからして、県市間でかかる協定がなされたことは推認できると考えています。

4 旧文化センターの建設

(1) 建設（から完成・使用）の時期及び建設敷地の範囲

- ・ 昭和36年11月に策定し、12月市議会で説明された「文化センター建設計画」では、敷地は「市有地（4538㎡）」とされており、本件土地もこの内に含まれています。
- ・ 旧文化センターは、この整備計画に基づき、昭和37年に着工、昭和38年4月に完成し、供用開始されました。

(2) 本件土地の所有についての市の認識

- ・ 文化センター整備当初に、市が本件土地を市有地と認識していたことは、建設計画で本件土地も含んで「市有地」としていることから確認できます。
- ・ その後も市は本件土地を市有地との認識で使用してきましたが、新ホール整備を検討するにあたり改めて登記を確認したところ、県名義の土地が存在することが判明したことは、前に述べたとおりです。

(3) 文化センター敷地としての本件土地に関する県との関わり

- ・ 文化センター建設にあたり、本件土地を使用することについて県と協議をした記録や、土地の使用に関する契約書等は確認できませんでした。
- ・ また、平成26年度まで文化センターとして本件土地を使用してきましたが、その間土地の使用に関する県との協議や契約書を作成するという話は市が確認する限りありませんでした。

5 新ホール建設に関して、県名義の土地の使用に関する協議

(1) 無償使用を前提とする旨を申し入れた経緯

新ホール建設候補地の変更を検討する中で、文化センター跡地を候補地とする場合には、本件土地を引き続き無償で使用できるかどうか、知事に確認することになり、平成30年7月19日、市長が知事にその確認を行いました。

(2) 1～4の経緯について市が再確認した後の対応

1～4の経緯が判明したことから、令和元年9月13日に市長が知事を訪問しました。市長としては、判明した本件土地に関する由来を説明し、一方の当事者である県にその経緯を確認したい、また、このような由来を踏まえて本件土地所有権の帰属問題を解消する一手法として、引き続き無償で使用させていただけないかというお願いをするためのものでした。

それに対して、知事からは「間違いなく県有地である。」という回答のみで、具体的な説明はいただけず、その後、県から「土地交換が最善」とする提案がありました。

このような状況の下、市は本件土地に関する問題は、これを先決問題とするのではなく、交換協議の中で解決していくことも可能と考え、交換の方向で協議を進めることとしたものです。

6 現時点での整理

- ・ 本件土地について、埋立免許に基づいて埋め立てた県がその所有権を原始取得したことは、市としても否定するものではありません。
- ・ しかし、協定という形で県との合意がなされていたとすれば、この合意

に従って本件土地が所有権の対象となった段階で本件土地の所有権は市に移転すると考えられます。(現実に引渡しもされ、市が文化センター敷地として使用しています。)

市は協定書そのものの存在は確認できていませんが、市議会の議決や新聞報道の存在、また、その協定の内容とされるものが、その後逐次履行されていることから、協定は成立したものと推認されます。

ただ、市としては県が協定の存在についてどう認識しているか不明ですし、協定があったとすれば、本件土地について、なぜ市への移転登記がなされなかったのかの理由も不明です。

また、県が埋め立てて原始取得した土地の範囲も市には正確な図面はなく、今となっては明確ではありません。

- 本資料で説明した内容は、あくまで現時点で市として取得した資料を根拠とした認識であって、県としての認識を資料や正しい法的根拠をもって示していただくことによって、県・市双方にとって納得できる説明ができるものと考えております。

旧文化センター跡地の県名義の土地にかかる資料

1	「旧文化センター跡地の県名義の土地ができた経緯について」・・・・・・・・・・	1
	※ 埋立の経緯の説明及び埋立の状況が分かる概念図等が含まれる。	
2	文化センター敷地の登記等の状況（一覧）・・・・・・・・・・	4
3	昭和34年9月26日徳島市議会議決・・・・・・・・・・	5
	・第99号 徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について	
	・第100号 剣先橋踏切の同意について	
	・第101号 不動産取得並びに処分について	
	・第102号 公有水面埋立について	
4	公有水面埋立免許告示（昭和35年2月9日徳島県告示第72号）・・・・・・・・	10
5	公有水面埋立追認告示（昭和39年3月27日徳島県告示第137号）・・・・・・・・	10
6	寺島川埋立から文化センター建設に関する新聞記事・・・・・・・・	11
7	旧文化センター跡地付近の公図・・・・・・・・	22
8	土地境界確定図（素案）・・・・・・・・	23
9	文化センター（仮称）建設計画の概要（昭和36年11月）・・・・・・・・	24
	※ 敷地は全て市有地であることが明記されている。	
10	徳島市文化会館新築工事図面（建物配置図部分）・・・・・・・・	27
11	文化センター建築にかかる確認通知書（昭和37年7月）・・・・・・・・	28

旧文化センター跡地の県名義の土地ができた経緯について

県有地ができた由来について、当時の市議会の資料や新聞記事を確認したところ、文化センター敷地の県名義の土地は、昭和 36 年に幸町の立体交差道路が出来た際に、市の公園用地を道路用地として提供する代わりに、県から市へ無償譲渡される土地として埋め立てられた部分（剣先橋～徳島橋）及び、昭和 42 年頃に新たに寺島川を埋立て県市共同で使用することを合意していた部分（徳島橋～新町川）であると考えられる。

埋立て当初は市の土地として扱われていたと考えると、昭和 38 年に貸借契約等を行わずに県名義の土地に、市の文化センターが建ったことが説明できる。

当初はそのように扱われていたが、その後、県名義で登記され、市に名義変更されることはなかった。その経緯は現時点では確認できていない。

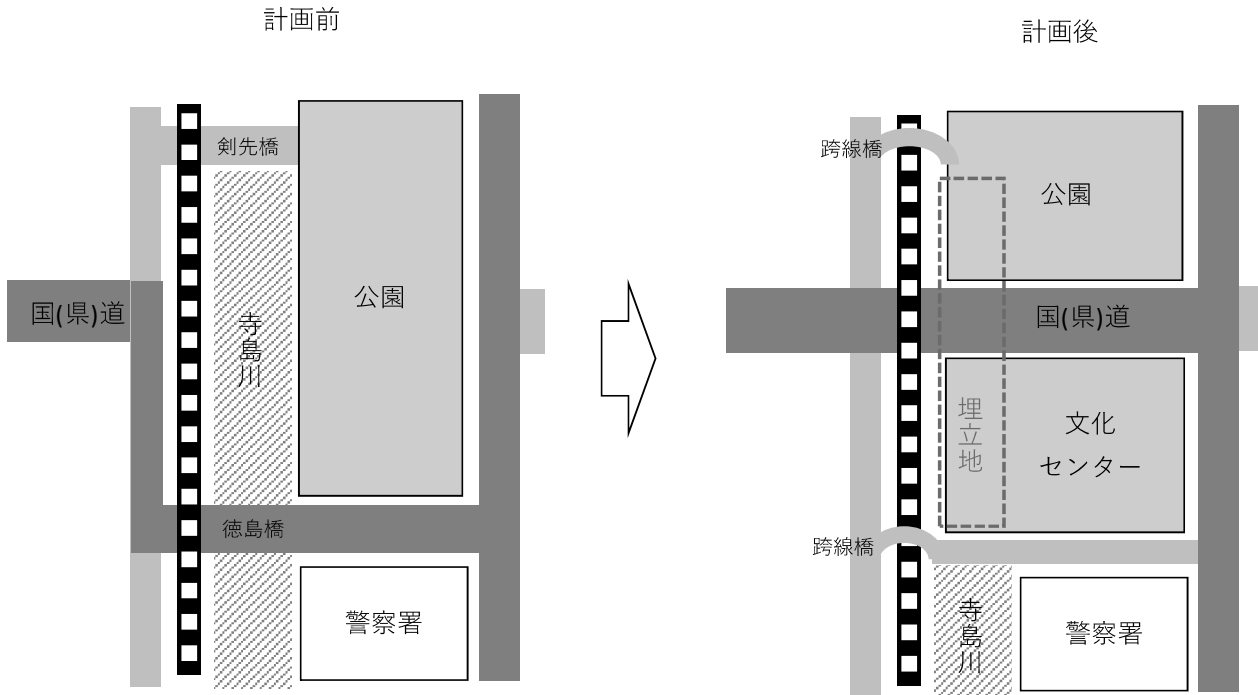
（剣先橋～徳島橋埋立の経緯）

- ・昭和 33 年 県と国鉄が協力して、県管理の国道と鉄道との立体交差を整備、同時に徳島公園（市有地）を貫いて国道を東西に延長することを計画。（現在の国道 192 号線幸町～徳島町の間）
- ・昭和 34 年 県市協議の結果、寺島川の埋立地は、市が提供する公園用地の代替地とする県市の協定書を市議会で議決（協定書自体は確認できていない。）
- ・昭和 36 年 立体交差道路完成
- ・昭和 37 年 文化センター着工
- ・昭和 38 年 文化センター開館
- ・昭和 44 年 文化センター敷地の埋立地について県名義とする所有権保存

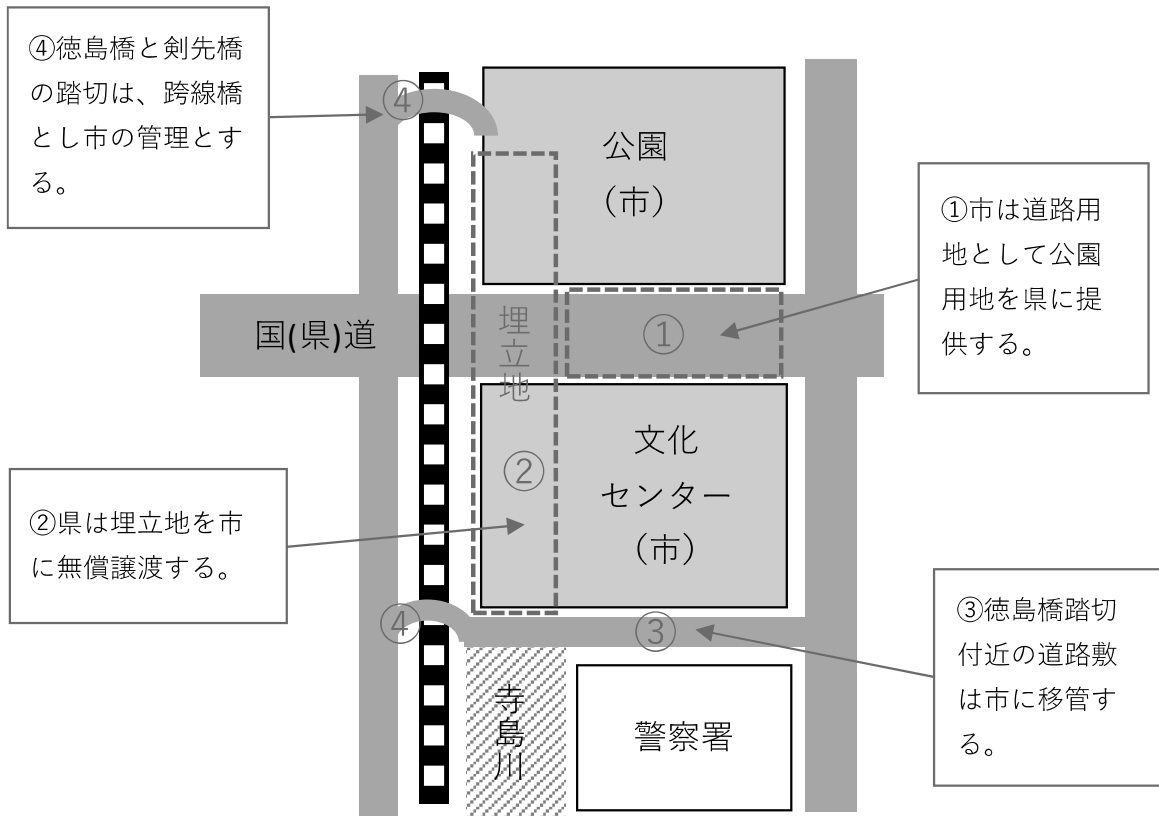
（徳島橋～新町川埋立の経緯）

- ・昭和 36 年 市が徳島橋より南側、新町川までの寺島川埋立てを県に申請
- ・昭和 42 年 県が同じ部分の埋立を計画。先に市が行っていた埋立申請は取り下げ。埋立地の利用については、県市で協議会を設置し決定することで合意。寺島川埋立
- ・昭和 45 年 埋立地の用途について、南端に東警察署を整備すること、その他の埋立地については今後協議することについて協議会で合意
埋立地について県名義とする所有権保存
- ・昭和 47 年 旧警察署跡地及び後背地については県市共同で利用（県は青少年センターを整備、市は文化施設を整備）することを協議会で合意
- ・昭和 49 年 県青少年センター開館
- ・昭和 52 年 市社会福祉センター開館（敷地は昭和 51 年の覚書により県から無償貸与）
- ・昭和 56 年 市中央公民館開館（敷地は昭和 51 年の覚書により県から無償貸与）

剣先橋～徳島橋埋立概要

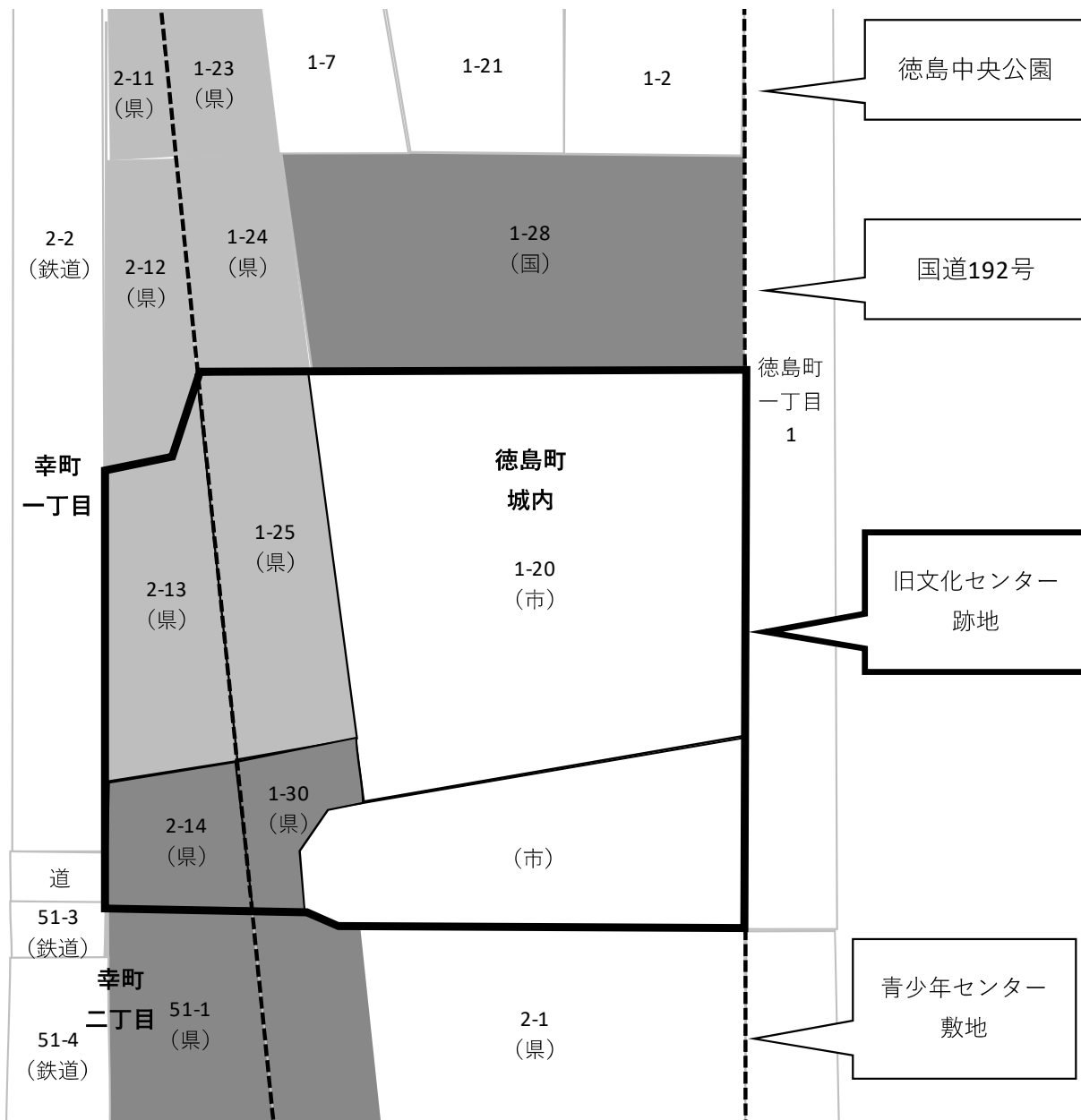


協定書の内容について



※ 図において「警察署」とあるのは、現在の徳島中央警察署の位置ではなく、県青少年センター（トモニプラザ）の位置である

文化センター敷地付近の土地の状況（概略図）



立体交差道路整備時（昭和36年頃）に埋め立てられたと考えられる土地
（登記上の埋立日はS39.8.25、登記日はS44.10.2）



立体交差道路整備時（昭和36年頃）に市から提供されたと考えられる土地
（登記上の分筆日はS44.11.27、所有権移転日はS45.1.26）



昭和42年頃に埋め立てられたと考えられる土地
（登記上の埋立日はS45.8.10、登記日はS45.12.1）

旧文化センター跡地周辺の登記等の状況

地番	徳島町城内										幸町1丁目			
	120	128	123	124	125	130	未登記	211	212	213	214			
名義	市	建設省	県	県	県	県	未登記(市)	県	県	県	県			
地目	宅地	宅地	宅地	公衆用道路	宅地	雑種地	—	宅地	公衆用道路	宅地	雑種地			
面積(登記簿)	2288.05	1569.79	125.28	191	655.5	160		123.74	395	641.39	163			
S34	S34.9	市協定												
S35	S35.2.9		埋立告示	埋立告示	埋立告示			埋立告示	埋立告示	埋立告示				
S36	S36.3	立体交差完成	埋立実施	埋立実施	埋立実施			埋立実施	埋立実施	埋立実施				
S37														
S38	S38.11	文化センター開館												
S39	S39.3.27		埋立追認告示	埋立追認告示	埋立追認告示			埋立追認告示	埋立追認告示	埋立追認告示				
S39	S39.8.25		登記上の埋立日	登記上の埋立日	登記上の埋立日			登記上の埋立日	登記上の埋立日	登記上の埋立日				
S40														
S41		寺島川埋立協議会発足												
S42		寺島川埋立土地利用協議				埋立実施					埋立実施			
S43														
S43	S44.5	埋立協議と申請				県→国へ申請					県→国へ申請			
S44	S44.10.2		埋立登記	埋立登記	埋立登記			埋立登記	埋立登記	埋立登記				
S44	S44.10.25		所有権保存	所有権保存	所有権保存			所有権保存	所有権保存	所有権保存				
S44	S44.11.27	1-28を分筆												
S44	S45.1.26		所有権保存											
S45	S45.8.10					国→県へ譲与					国→県へ譲与			
S45	S45.12.1					登記上の埋立日					登記上の埋立日			
S45	S45.12.11					埋立登記					埋立登記			
S46	S46.12.2					所有権保存					所有権保存			
S46	S46.12.2					1-31を分筆								

S34の協定で市から県に譲渡された道路用地

第九十九号議決

昭和三十四年九月二十三日提出
昭和三十四年九月二十六日可決

徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について

当市は、右のことについて徳島県知事と別紙のとおり協定する。

協 定 書

徳島都市計画街路元町安宅線を別紙設計図のとおり施行するにあたり、日本国有鉄道との協定を締結するため徳島県知事原菊太郎を甲とし、徳島市長豊田幸太郎を乙として、剣先橋踏切の廃止等、徳島市に關係する事項について、次のとおり協定書を交換する。

昭和 年 月 日

甲 徳島県知事 原 菊太郎

乙 徳島市長 豊田 幸太郎

一、 剣先橋踏切は、立体交差道路の使用開始と同時に廃止することになるので、乙は、これに同意するとともに、市議会の議決書を添えて、甲に提出するものとする。

二、 剣先橋踏切の線橋は立体交差工事（別紙設計図のとおり）着手と同時に撤去したうえで、新らしく線橋（巾員四米）を設置することとなるが、工事は甲が国鉄に委託して施行するものとし、この場合、現在の線橋を国鉄より甲が無償譲渡をうけ、これをさらに無償で乙に移譲するものとする。

三、 乙は立体交差道路の敷地となる徳島公園の敷地の一部（約四八五坪八五）を、無償で甲に提供するものとし、この工事の完成に伴い廃止されることになる徳島橋踏切附近前後の道路敷（約三二〇坪）は、市道として乙に移管するよう甲において措置するものとする。

なお、甲は寺島川の埋立地（約五〇二坪）を乙に無償で譲渡するものとする。

四、 徳島橋踏切廃止に伴い新設する線橋（巾員三米）の経費は、甲、乙が折半で負担して甲が国鉄に委託し、施行するものとする。

五、 新設した徳島橋及び剣先橋の線橋は、乙の所有となり乙が管理するものとする。

六、 立体交差道路工事に要する経費のうち国庫補助対象事業費の一部を乙が負担するものとする。

七、 剣先橋踏切の線橋の改築にあたり歩行者の安全を凶るため橋面照明を設備することについて、甲は、国鉄と協議してこれが実現できるよう努めるものとする。

八、 その他の事項で必要が生じたものは、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

第百号議決

剣先橋踏切廃止の同意について

都市計画街路元町安宅線立体交差道路の使用開始と同時に剣先橋踏切を廃止することに同意する。

昭和三十四年九月二十三日提出
同 年九月二十六日可決

第一百一号議決

不動産取得並びに処分について

昭和三十四年九月二十三日提出
同年同月二十六日可決

徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施工に伴い次のとおり不動産を取得並びに処分する。

記

一、取得事項

所在地

徳島町城内
幸町一丁目三二番 地先寺島川筋

面積

約五〇二坪

備考

徳島公園の一部消失による換地分として取得する。

二、処分事項

所在地

徳島町城内の一の一〇、一の一〇、一の一〇二番地（公園用地）

譲渡面積

右のうち四八五坪八五

備考

徳島県へ無償譲渡する。なお、譲渡面積は、概算設計によるため若干の増減あるものと

第百二号議決

公有水面埋立について

徳島県知事より河第四一九号の一をもつて本議会に諮問せられた左記公有水面埋立についてはこれを可と答申するものとする。

記

一、場 所

徳島市徳島本町城ノ内
徳島市幸町一丁目三二番
地先寺島川筋

二、目 的

都市計画街路元町安宅線の立体交叉道路築造により、徳島公園の一部が消失するので、掘さく残土をもつて寺島川を埋立て、公園潰地の回復をはかる。

三、面 積

五百二坪

四、工事着手竣功の指定を受けようとする期間

イ 着 手 期

免許の日より三十日以内

ロ 竣 功 期

着手の日より二百十日以内

昭和三十四年八月 三 日知事諮問
同 年九月二十六日議 決

徳島県告示第七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、公有水面の埋立を次のように免許した。

昭和三十五年二月九日

徳島県知事 原 菊太郎

一 起 業 者 徳島県

二 埋 立 場 所 寺島川筋下徳島市徳島町城内及び徳島市幸町一丁目三十二番地地先

三 埋 立 目 的 公園の濫地回復

四 埋 立 面 積 五百二坪

五 工 事 着 手 期 日 免許の日から三十日以内

六 工 事 し ゆ ん こ う 期 日 着手の日から二百三十日以内

七 免 許 年 月 日 昭和三十五年一月二十九日

徳島県告示第百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定により、公有水面埋立てを次のように追認した。

昭和三十九年三月二十七日

徳島県知事 原 菊太郎

一 起 業 者 徳島県

二 埋 立 て の 場 所 徳島県徳島市徳島町城内内地先および同市幸町一丁目三十二番地先寺島川筋

三 埋 立 て の 目 的 徳島公園の濫地回復

四 埋 立 て の 面 積 一四三坪（四七二・七八平方メートル）

五 工 事 着 手 期 日 追認の日から三十日以内

六 工 事 し ゆ ん こ う 期 日 着手の日から三十日以内

七 追 認 年 月 日 昭和三十九年三月二十七日

- ※ 追認告示は公有水面埋立法旧36条2項（現在は廃止）に基づく追認
- ※ この2つの告示の埋め立て面積の合計が、城内1-23、1-24、1-25、幸町1丁目2-11、2-12、2-13の計6筆の面積に合致するが、告示第72号、告示第137号のそれぞれの範囲は不詳。

立体地下道七月着工に暗雲

剣先踏切

“やめろ” “やめぬ”

四鉄と市 補助金がフイ？

徳島市幸町、徳島新聞社横から鉄道線路の下を抜けて徳島公園裏の門付近にいたる立体交差地下道（県道元町—安宅線）の工事はいよいよ七月から興が着工するが、剣先踏切の存廃で四鉄側と市側の意見が食違ったため、市が存置説を捨てない限り国鉄の負担金はもちろん、建設省の補助もむすかしくなってきた。



立体交差道 事業として竣工費一億二千八百四十万円で、建設省補助金七千五百六十万円、国庫四十万円で、県市各

二六年継続

八百八十二万円で着工することに決めた。

ところが四鉄側は「じゃ断時間」の長い剣先踏切を残して徳島橋踏切だけを廃止するのは意味がない。両方廃止した場合はさらに千二百万円の負担金を出せると、片方だけなら四千万円の負担もむすかしいだろう」と断絶を示しはじめたため、県はさる十四日市側に四鉄側の意向を伝えて断絶を求めた。

踏切は残した方がよい」との意見が強いまま結論が出ず、三十日の建設委員会でも議じだした。

この理由は「剣先踏切は公園の入口でもあり、市民の便宜をはかる意味で残した方がよい」との意見が議員、理事者間に強いものと「鉄道だけの便宜のために市道である剣先踏切を廃止することはできない」との堅持がかなり強いためたという。

県では「早く結論を出さないと国庫補助もフイになり、三十四年度中の着工はむすかしくなる」とさるに市道局および四鉄局と交渉することになっているが、いまのところ市が剣先踏切の廃止に断絶しない限り着工はむすかしいものとみられている。

これについて県建設委員長や横断部二期役らは「残したい気持ちには成りはないが、工事をフイにしてまで存置したわかっていいのかわろかは疑問なので慎重に研究し、早急に態度を決めたい」と語っている。

(3)

(第3種郵便物認可)

新聞定価朝夕刊共一ヶ月金390円・夕刊一部金5円

立体交差道路建設に伴う徳島橋、剣先橋両踏切の廃止問題を協議する徳島市議会建設、産業交通合同委員会、二十三日午前十一時すぎから市役所で開き、豊田市長から園鉄本社および園鉄四国支社との交渉結果について説明を求めたのち、「立体交差道路の着工をいつまでものばすことはできない」として「両踏切は廃止する。ただし条件として両踏切のあとへ老人や子供として両踏切のあとへ老人や子供もついでに決めた。」



徳島、剣先両踏切の廃止を協議する徳島市議会建設、産業交通合同委員会

徳島 剣先 両踏切は廃止

市議会 陸橋建設を条件に

このため豊田市長はさつそく園鉄本社および建設省に陸橋を設ける条件を持ち出して交渉に当るが、議会側としては現在ある剣先橋の陸橋も改良してもらいたい意向で、建設費については立体交差に要する施工費の一部をさいてもらうことになるものとの意向である。

一方市議会ではこの交渉結果がうまく運び、両踏切とも陸橋がつくられる確実な見通しがついたとき、剣先橋踏切の廃止に同意するが、豊田市長としては八月定例議会に提案して同意を求めたい意向である。

豊田市長の語、「いろいろ検討し、交渉してみたが、建設省、園鉄とも意外に強硬だった。議会側も条件付廃止に踏切つたので、こんこの交渉については方々を期したい」

"批判受けぬよう"

安保改定 県教委が学校へ通達

安保改定に反対する総評の第三次統一行動は二十五日をヤマとして全国一せいに移行されるが、これについて文部省から「服務に厳正を欠き世論の批判を受けたいよう指導してほしい」との通達を受けた

県教委管理課は二十三日、仁科麻呂教育長と打合せた結果、各小、中、高校長へこの通達を渡し、当日の教職員勤務状況、集会のものなどについて報告を求める。この統一行動に対して県教組

夜間運転は 来月二日から

ロープウェイ、

徳島市扇山ロープウェイは七月一日から夜間運転を再開する予定だったが、徳大工学部の安全度調査が二十九日から三日間と決まったため、予定を一日のぼして七月二日から九月十日まで夜間運転を再開することになった。

徳大の調査はさきに行われた高松線運航の技術的検査と違って

新聞定価 毎月300円・夕刊一冊50円

に入、その性は弱に持てる
 「北ゴースト」をさしおき
 る。これは国議から九州にかけ
 の上野、徳島が相争く懸つてい

企業は少ないとされるためであ
 る。このため本島では食糧の影響
 はあまり受けず、十六日徳島から
 十七日はいはにかけで開議ある

が、この場合食糧が豊
 乏したとしても三四日はやはり
 じしめい目が細くさうだ。これ
 は雨の降勢が食糧を北に押し

「その性はめりも準しくな
 り、本格的な秋にならざる
 らず何れも秋意はいつている。

ら八社
 の三〇
 高区置
 の八社
 十六年
 戸本上
 七〇日
 既の無い
 を隠し
 開たに
 進出後
 当朝で
 人前
 他人の
 例り
 された

寺島川埋立て“待った” 市議会むくれる

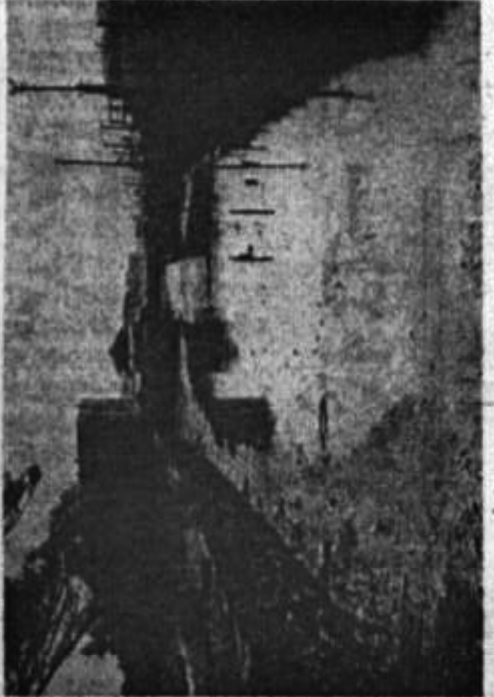
立交差路 県側と意見食違う

十月中旬ごろから着手する予定の徳島市幸町の立交差路建設工事に伴う寺島川の埋立て問題をめぐって徳島市議会議決と県当局の見解が食い違つてもめている。

徳島市幸町の徳島臨海工業団地から
 徳島港を通つて一徳島工業団地の門
 前に接する立交差路建設は、早く開
 設する西側の建設が本定よりな
 り、十月中旬ごろには着手する懸
 びになった。このため徳島市議
 会と徳島市議会对して「埋立一

期並行の寺島川を埋立てる」と
 にとつてこの知事府議案を審議
 要求された。
 その市議案は十五日に全
 市議案を審議しはかたどる
 本市の議決は「寺島川の埋立
 についてはこれより何の議も

しない。知事府の議決とい
 い、寺島川の埋立といひ押
 しつけにもほつた。徳島
 市の議決を待つ上にも
 埋立となるわけには行かない
 と多く出し「埋立の行方
 があるまで埋立を待たせよ
 しいとの意見が強く出た。こ
 のため早くから埋立を待
 期を待たせたいと改めて埋
 立、埋立中の市議案にける
 ことになった。



埋立の現場から望む。この現場は、徳島市幸町の立交差路建設工事に伴う寺島川の埋立現場である。

に開けない窓が市議案に
 あり、この地方が待たれて
 いる。

自衛隊中部方面 隊幕僚長が来県



伊予新聞
 徳島県
 自衛隊中部方面
 隊幕僚長が来県
 十五日
 川島川
 徳島県
 自衛隊中部方面
 隊幕僚長が来県
 十五日

学校へ

米国児

【ヒースト】(全米平均)
 十五日朝、ヒースト州
 州ヒーストのボナビル十
 五日午前十時ごろ、彼の狂った
 精神のタイル朝の軍人が、無
 い子どもたちの中にタイ
 トのナイフを投げた。
 照る六人、暴動十九を出す
 い、胸を刺さる。死ん
 だのは犯人のP・H・オク
 ン(三十歳)と七七になる
 学生、小学生、児童と学校
 期人の六人、暴動は片足
 校長のほかは全部小学生。暴
 動は、只、犯人が飛び降り
 目をおろした。

調べによると、オク
 ンは昨年九月に刑務所に
 入った。暴動は、
 ボナビルには子どもを
 入れた。この人、暴動
 手続したから、と断られた。

落石
 十五年
 本報社
 埋立工事
 大蔵省
 金三郎



埋立地を譲り受ける

寺島川問題 徳島市が妥協案

徳島市幸町の立休交差道建設に伴う寺島川埋立問題は知事の諮問をうけた徳島市議会議が「説明がなかった」との理由で難色を示してきているが、理事者側は妥協案として埋立地を市が譲り受け、公園用地を広げることへ解決に持

込む交渉を進めている。

寺島川の埋立問題は早くから話題に上り、前市長時代には県の議員が市議会議交委員会でも説明したが、五月の改選後の議公では説明がなかったために議公側がむくれているわけだ。

しかしこの問題でつまずくと立休交差道の建設工事計画に支障をきたし、県市の関係がますます悪くなること、県の心配から理事者側は「埋立てた部分(徳島橋一剣先橋間)を市が譲り受けるとともに、徳島東署前の公園用地を広げてもらうこととして予定通り埋立てをしてはどうか」と両者の仲をとりもって十八日朝から県側と交渉を進めており、県側も一応了承して二十一日朝係員が市役所を訪れ、市議会議交委員会て工事の内容を説明し、納得したものと見られる。

県が埋立案を練り直し

寺島川問題

徳島市議会議は「徳島市幸町の立休交差路建設に伴い徳島橋一剣先橋間の寺島川を埋立てる」との知事諮問案を受けるかどうかを協議するため二十一日午前十一時半から全員協議会を開き、堀江県道設計課長らを招いて具体的な工事内容を聞いた。

堀江課長らは「埋立ては一部だけにとどめることにし、代りに徳島東署前の公園敷地を広げるようにする」と説明したが、市議会議の結論が出なかったため「県当局がもう一度案を練り直し、市議会議の会期中(二十六日まで)に結論を出す」として県側、市議会議とも了承した。

宮本一氏の語 「わたしは不
運格だという話だが、わたしの立
場としてなにもいいたくない」
航空機をはじめ中央の事務手続
もまかせていることだし、出発の
日がまわっているのだからだ」

知事と市長が協定

立体交差路 寺島川の埋立て問題解決

徳島市議会は「幸町の立体交差路
建設に伴う寺島川の埋立て」につ
いての知事諮問案の内容をめぐっ
てもめていたが、このほど知事
と豊田市長が次のような協定を結
ぶことで話し合いがつき、市は二十
三日の定例市議会上追加提案し
た。協定案の主な内容は次の通り。
一、剣先橋踏切は立体交差路の

使用開始と同時に廃止すること
なるので、市はこれに同意し、市
議会の議決書を送る。県に提出す
る。
一、剣先橋踏切の踏切は工事着
手と同時に取り除き、新しい踏切
(幅四段)をつけることとなる
が、この工事は県が国鉄に委託し
て行なう。完成した橋は国鉄から
県が無償で譲り受け、さらに県が

市へ譲り渡す。
一、市は立体交差路の敷地とな
る徳島公園の敷地の一部を無償で
県に提供する代り、工事完成後廃
止される徳島橋踏切付近の道路は
市道として市に移管する。なお県
は寺島川の埋立地(徳島橋一剣先
踏切)は無償で市に譲り渡す。
一、徳島橋踏切の廃止に伴って
つくる踏切(幅三段)の費用は
県、市折半で負担し、国鉄がつく
る。この橋は市の所有物とし、市

が管理する。

教団連の脱退 工作は明らか

県教組書記長が報告
日教組の全国代表者会議に出席し
ていた山崎県教組書記長は二十三
日午後帰り、この会議で決まった
ことこの脱退取捨方針などをつぎ
のように語った。
一、本県の分割対策として、日
教組は組織対策費のなかから資金
面の援助とオルグの投入を決め
た。このため小林中央執行委員長
ら中央執行委員五、六人が二十六
日朝来県し、ついで近畿、中国、

大型台風15号 本土接近の恐れ

(気象庁予報) 二十三日午後五時
半発表) 台風十五号は二十三日午
中心から半径三〇〇キロ以内では二
五メートル以上の暴風雨を伴っている。

14日
3時
7分

議員の報酬引上げ ことし宝クジ発行

徳島市議会 全議案を可決

徳島市議会全議案の二十六日は午後四時半開会

- ①本年度一般会計追加正予算
- ②水道事業会計追加予算③議員報酬の引上げ④立休交差路建設にともなう風と市の協定
- ⑤二十人議案を議場一致で可決
- ⑥教育委員二人 監事委員、公平委員 固定資産評価審議委員

員一人報酬額各一人の選任に關する市長閣議案の四條徳島運轉艇の組織強化要望(議員提議)⑦仲之町カト下市バス新路線認可の承認(同)なほ八追加議案を承認し午後四時開会した。

可決された主な議案

①徳島市議員十三俵七十五圓五十七分五十兩(追加額八千六百六十四圓二千兩)減額二千九百五十二圓五千兩、新引き初予算より五千七百二十八圓八分十兩増)△市議の報酬 費用総額およびの支給方法に關する案の二部改正案例(議員の月額二万七千五圓五十五兩五錢、副議長万四圓五

千九百兩、議員五二千兩を二万七千兩に引上げ)△市企業組織に關する案の二部改正(未選定事業計画にともない、水道施設事業所を設け、水道事業議員の定数を十人とし八十四人にする)△不動産貸与(城ノ内九番地、徳島公園の用地の一部約三十二畝四方を地権者徳島建設局用地に十年間、無償で総合公園建設に供與案に附す)△埋物の発見(築地町六百四圓、一枚三百円のもの三十四年間に売り出し、埋物三百六十四圓を一般財源にする)△立休交差路建設にともなう風と市の協定(徳島橋一側先

鳴門も引上げの動き

29日から15日間ひらく

鳴門市議会臨時議会は二十六日午前十時から市長公舎で二十九日開く市議会の議事日程その他をききの通りきめたあと、谷市長 兼助政 専任収入役をまじえて「議員報酬の引上げ」を協議した。

な開会前日の二十八日午前九時半から全議員協議会を組織し、八月議案を企業委員に付託した

「市水道橋水案の改正案(未選定引上げ)と一庁舎の建設計画」について了解を求める。【議事日程】会期十五日間の二十九日午後二時開会 議案を提出する三十日、十月二、四、八、十二日休会②三、五、六、七の五日間 議案審議③九、十四日議案の十二、三兩日に終局。議員報酬(現在議員月一万二千

に直したとき議員に感して認められなかった。しかし議案は、ききに谷市長が「市の財政なら徳島市(月額議員二万五千圓)の八割程度に引上げて自治体は認めざるを得ない」といって多量に承っているため、この追加正予算に引上げられるかわからない動向だ。

橋間の寺岡川を掘立て市有地にするほか、徳島橋一側先橋脚切に脚柱をつけることなどの取りめ)△河川橋脚切の禁止(同案)立休交差路建設にともなうもの)△教育委員 原久(原政議守藤)長・町 石橋直次(河野徳島商店長・町)△監事委員(寺藤誠)市長 堀一(前不動堂町長・町)△公平委員 藤田啓一(徳島建設局

立体道路

月末まじろ着工

県と国鉄、十日までに調印

徳島市幸町の徳島新聞社横一徳島地敷横間の立体交差道路建設計画について、県は五日、高松の国鉄四国支社で最後の打ち合わせをしました。これによると、県は十日までに国鉄側と協定書に調印を終わら、一月末か二月初めに着工、三十六年春完成を目標に工事を急ぐ。

この工事は徳島郵便局前から徳島地敷横までの道路を長さ二百五十四軒にわたって掘り下げ、国鉄車線、小松島両線の線路の下をくぐる地下道を一億四千五百

百万円でつくるもの。

工費のうち国鉄側が四千四百四十万円、県が一億六十三万円(うち国庫補助四分の三)を負担し、国鉄側が地下道の上を通る線路のつけかえ工事、徳島橋、剣先橋両踏切の取り除きと、これに代わる人道橋の新設などを、県側が地下道と線路わきの堀の掘り立て工事、排水路などをそれぞれ受け持つ。このうちことし三月末までに国鉄が線路のつけかえ、県が線路東側の排水路のつけかえ工事を行なう。

立体交差路 きまよう入札

県が計画した徳島市幸町一徳島本町間の立体交差路工事は三十日朝、入札をすまし、二月早々から工事にかかる。

工事は一億四千万円でいまの国鉄・車線、小松島線の下をくぐる地下道をつくる。本年度は、まず国鉄がいまの線路を西側へ運まわりさせたうえで、中央を掘り下げ、県が線路東側(徳島公園)の排水設備の移転などをす。すでに国鉄四国支社は二十六日に入札をすませているので、二月早々から県・国鉄ともに工事を始める。

三十五年度には県が地下道を掘り下げ、国鉄がいまの線路部分のガードをつくり、三十六年春に完成させる予定。



はじめた立体交差路の新設工事

四国鉄 立体交差路に着工

国鉄四国支社徳島保線区では七日朝から徳島市幸町の立体交差道路の工事にとりかかった。この立体

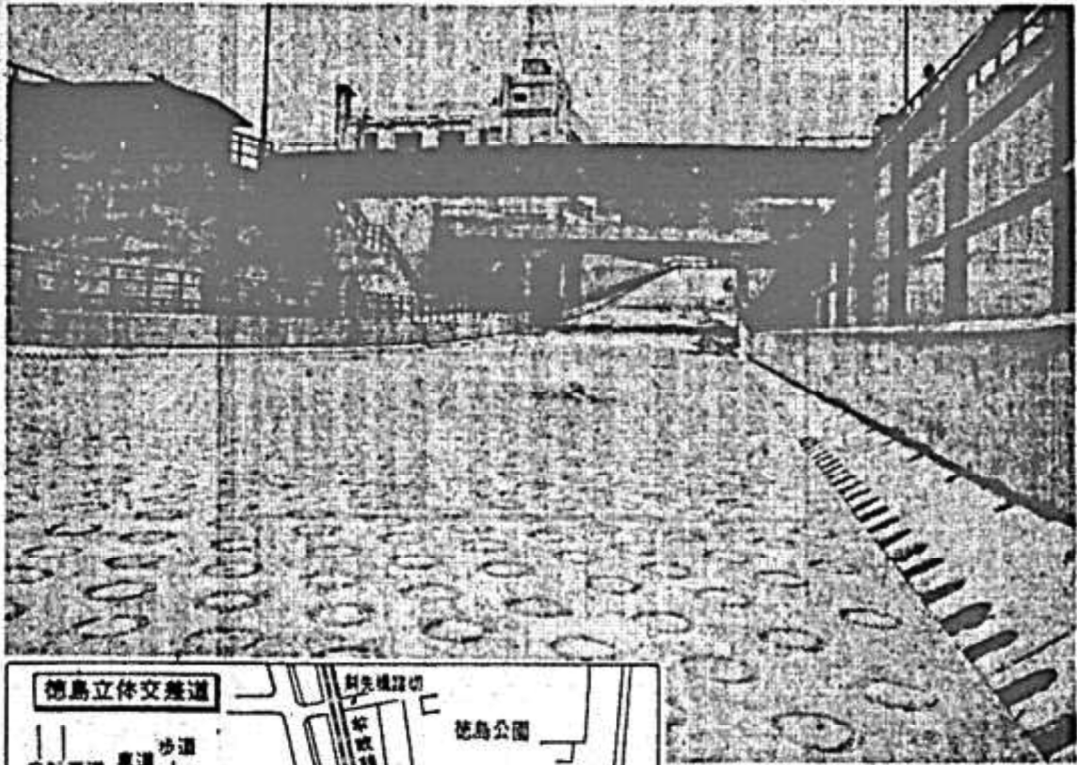
交差道路は総工費一億四千五百十
万円で徳島郵便局前から徳島地蔵
橋までに新道路(長さ二百五十
間、幅二十一・五間)をつくり、
国鉄、牟岐、小松島両線の線路の
ところとは、その下をくぐる地下道
にするもの。

七日は剣先橋踏切から徳島橋踏
切間の線路両側のあき地を幅四
間、長さ二百間にわたって整
地、木サクと徳島橋踏切横の踏
切暫手宿舎(三十三平方間)を
とりこわしにかかった。これが
すむと十八日からレールつけか
え工事じゃまになる剣先橋踏
切の踏橋を一時的に取り除く工
事にかかる。

このあとトンネル部分の工事、徳
島橋、剣先橋両踏切の取り除き
と、これに代わる両橋踏橋の新設
などにはいるが、異でも近く地下
道と東西の取り合い道路、線路わ
きの堀(寺島川)の埋め立てにかか
ることになっており、三十六年三
月末には完成してこの付近の交通
難もすっかり解消する。

立体交差道すっかりお化粧

30日には通りぞめ



県と国鉄が手をにぎり、昨年二月から近代土木技術の粋を集めて総工費一億五千万円で工事を進めていた徳島市串町の「徳島立体交差道」はほとんど完成した。三十日午前七時から県、国鉄、徳島市、工事関係者ら約二百三十人のほか、建設省計画局都市建設課係員、三宅正夫氏も出席して現地で開催式が行なわれる。工事責任者、お化粧も終わって開通式を待つ徳島立体交差道

この立体交差道は県下では初めての本格的なもので徳島東部横の徳島線沿いの大規模な整備することでも、徳島市の交通網を近代化的なものに整備するものと考えられた。地下道は徳島駅前から国鉄本線まで下をへって徳島駅前本線まで延長二百五十四メートル。その上には列車の走る鉄道(九・五六メートル)があり、これをさらに東には通行人専用の「城の内」(四・四メートル)西には人車共用の「第一」(四・一八・八〇メートル)がかかっている。地下道は全長約二・一五キロの東道、その西側に三三三メートルの自転車道がついていて、さらに、この立体交差道の下には四二メートルの歩道が整備されている。

に取上げられており、上の歩道と階段で結ばれている。このためたゞは徳島駅前方面から徳島公園の徳島駅前へ行くには上の歩道から階段を登っていった人地下道に入り、鉄道の下をくぐり降りてさらに階段を上り歩道に出ればよいわけだ。歩行者もこれまでにように徳島線沿いの細い道で長い間待たされるという不便がなくならぬ。また地下道には車のスリップを防ぐ装置すべり止めコンクリートや、どんな傾斜が降っても、たまった雨水を吸い上げてしまう排水ポンプも備わっている。

ところで、この地下道の交差道だが、建設省計画局が三十三年九月に徳島線沿いで開けたところでは、一日に自動車二万五千台、白車二万八千台が通った。しかし、いまだに自動車の数がぐんと増えていく人、この立体交差道ができれば、他のコースをとっていた車もこちらを利用することが考えられるので、四二メートルは歩道にせよとされている。したがって立体交差道でのびのびと歩道の問題も起こるわけだが、国鉄ではしばらく歩道を見なすて決めることとしている。

なお三十日での立体交差道が開通すると、三十一日から徳島市、徳島線の沿道には自動車の通行を一切禁止する。徳島市は四月いっぱいはそのまま通すが、五月からは完全に止め、人の通る歩道の建設工事にかかる予定である。

徳島公園広場に文化センター



文化センターが建設される立休文芸道東側の徳島公園広場

十月に着工めざす

工費一億 五千万円 千二百人を収容

文化センターの建設を計画していた徳島市は二十七日、総工費一億五千万円をかけて、当初の計画からぐんと規模を大きくした第一級の文化会館を徳島公園に建設することに決定、今秋十月ごろから着工することになった。これがお目見えすると、これまで音楽、演劇など各界の最高スタッフを招くのに、りっぱな会場がないのが悩みのタネとなっていたが、これが解消されるわけで、大きな期待が寄せられている。

徳島市の計画だと、工費ははじめ予定していた七千万円から二倍以上にあたる一億五千万円に上り、このうち七割を東洋建設元興會におおむね、残り三割を市費と二部寄附でまかなう。建設場所も当初は徳島公園千秋閣南側の市教委事務用跡地を予定していたが、敷地がせまいので立休文芸道東側の徳島公園広場(徳島地裁前、四千五百四十平方メートル)に建設することに変更した。

建物は鉄筋コンクリート二階建(一部三階)幅二、八百平方メートル、一階は固定イス席二千二百人を収容できる階梯式大ホール、それに観覧席、テレビ放送室などを、二階には日本間、洋間の会議室、演劇室、料理調理室などがある。三階は約四百平方メートルの食堂、喫茶室、売店を設ける。このほか付随設備として音の効果を適切にする高機能的設備や空調、照明、設備なども設けるので、完成すれば規模、設備、内容ともに県下一の近代的な文化センターになる。

県下には現在この種の建物がな

いたが、音楽座敷会館演劇座敷の催し物にはほとんどの市民会館や学校の体育館を使っていた。しかしこれらはいずれも音響効果が悪く、また広すぎる欠点があり、これが悩みのタネになっていた。このため、音楽座敷会館演劇座敷の催し物にはほとんどの市民会館や学校の体育館を使っていた。しかしこれらはいずれも音響効果が悪く、また広すぎる欠点があり、これが悩みのタネになっていた。

建設が頭まわっていた。

規模拡大の条件

文化センター費を可決

徳島市議会

徳島市議会最終日の二十三日は午後四時五十分過ぎ、時間延長のあと三十六年度一般会計追加予算一億六千六百六十六万六千六百六十六円を原案どおり可決、このあと追加提案された①一般会計追加予算九百九十七万七千七百七十七円(学校関係)

増、先対労働者の特別手当増額などの費用)②米価シロガソ州サキノウ市と姉妹都市を結ぶ条件③任期切れの公金委員に松山一忠氏(井原士)を再任する件④五議案を可決して午後六時四十分閉会した。

会期を通して論議が集中した文化センター建設案については「実施設計のさいに規模を拡大して予

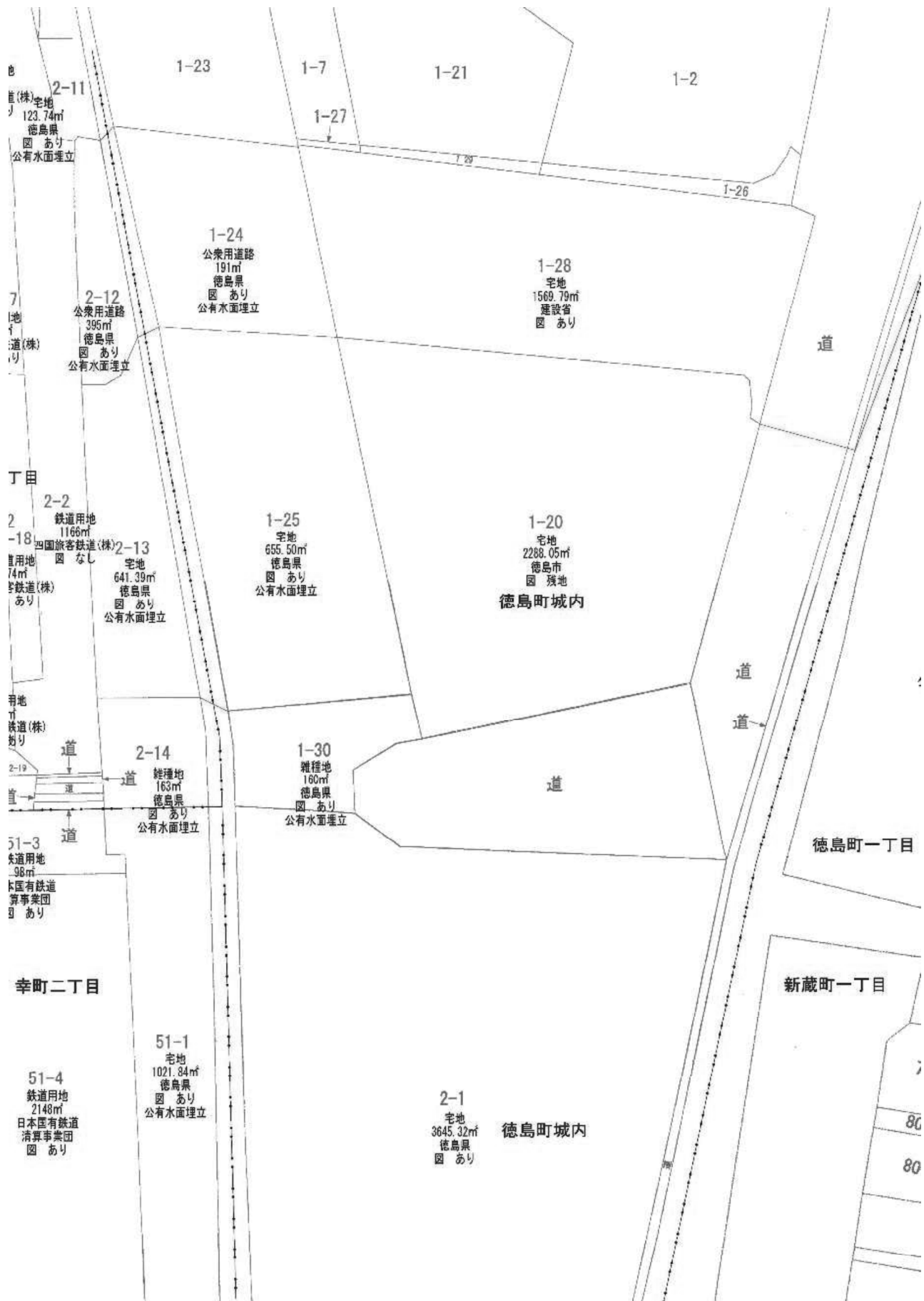
算もかゝす」との条件つきで認められた。また市バスの定期料金と郊外路線料金の値上げについては清野正直、輪江重二両議員は反対、酒井英、東義八、舟越隆夫、大島栄の四議員は退席して採決に参加しなかった。

なお各議会で可決された一般会計追加予算は一億二千六百五十八万三千円となり、本年度一般会計予算総額は十八億二千二百一十六万五千円、前年度より約三億九千万円の増となった。可決されたおもな議案はつぎのとおり。

- 一般会計追加予算一億六千六百六十六万六千六百六十六円文化センター建設費四千万円(雑工費一億五千万円、三年間事業費)徳島公園に千六百八人を収容できる大ホールを中心とした会館を建てる▽職員給与七・三%(平均千六百円)の引き上げ▽農工業地帯造成のための調査費百十萬円▽中小企業への年末融資金一億万円▽眉山ドライブウェイの整備と新路線調査費百六十七萬円▽農業近代化資金の借り入れ

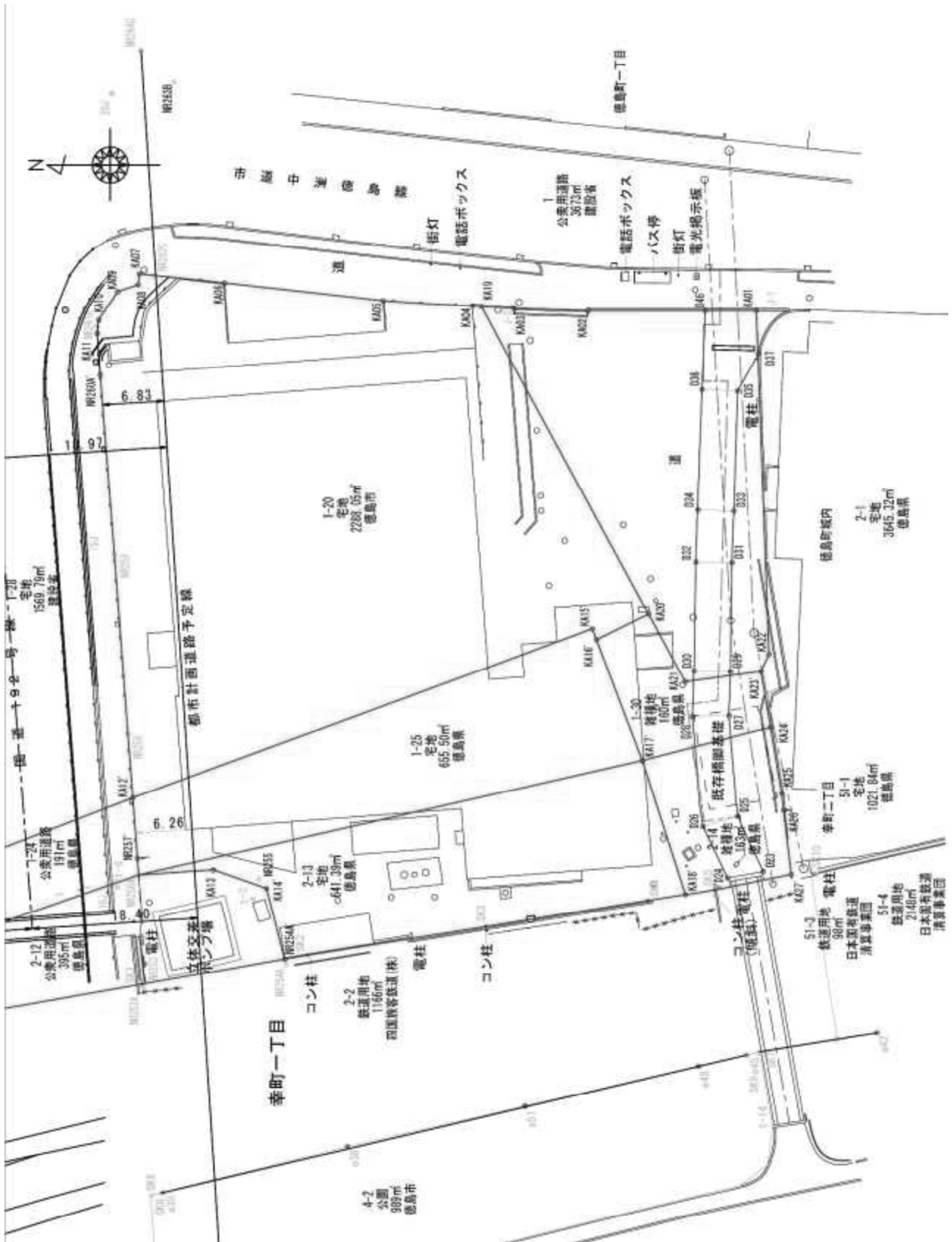
若し年利一分、出債農林漁業者に年利六分以内の利子補給○その他▽市バスの定期と郊外路線の料金引き上げ▽徳島公社の新事業、工費一億四千六百二十六万円をかけた倉敷町北新田の六万平方メートルを埋め立て、住宅百四十戸を、また新坂町に四万二千平方メートルの分譲宅地を造成する▽市バスの車両購入四千七百五十六万円を新車両十五台を置く。

旧文化センター跡地付近の公図



※ 複数の公図を組み合わせたうえ、所有者及び面積等を加筆したもの

土地境界確定図（素案）



※ 土地境界確定協議のために作成した資料。公図及び公簿面積等を参考に、各筆の所在・配置を割り付けた一案である。

文化センター（仮称）建設計画の概要（昭和36年11月）

※昭和36年11月に文化センター建設について市議会で説明した際の資料



文化センター（仮称）建設計画概要

敷地

所在地 徳島市城の内 / 番地 (市有地)

面積 4,538㎡ (1,362坪)

建物

構造 鉄骨鉄筋コンクリート

地上 3階

地下 /部 /階

床面積 4,214㎡ (1,264坪)

地階 384㎡ (115坪)

1階 2,160㎡ (648坪)

2階 900㎡ (270坪)

3階 770㎡ (231坪)

設備

冷暖房換気設備

オーケストラピット

舞台つり物設備

舞台照明設備

音響設備

施設

大ホール 収容人員 1,600人

(固定席) 1,106席)

舞台 間口 20m 奥行 15m 高さ 9m

講演会，演劇，音楽，舞踊，映画等各種催しに利用できるものとする。

会議室

大会議室（2階） 収容人員 70人

小 "（"） " 20~30人

中 "（3階） " 50人

結婚式場（3階）

崇高な神殿を設け厳肅にかつ安易に挙式ができるようにする。

なお，間仕切を取りはずし大集会室となるようにする（収容人員100人）

和室（3階）

20帖敷，10帖敷の2間とするが，必要に応じ30帖敷の大きさとなり懇談会，集会，茶の湯，生花又は結婚式における控室，被露宴会場など多目的に利用できるようにする。

ホワイエ

368㎡（約110坪）の面積を有し各種展示会場等として利用できるものとする。

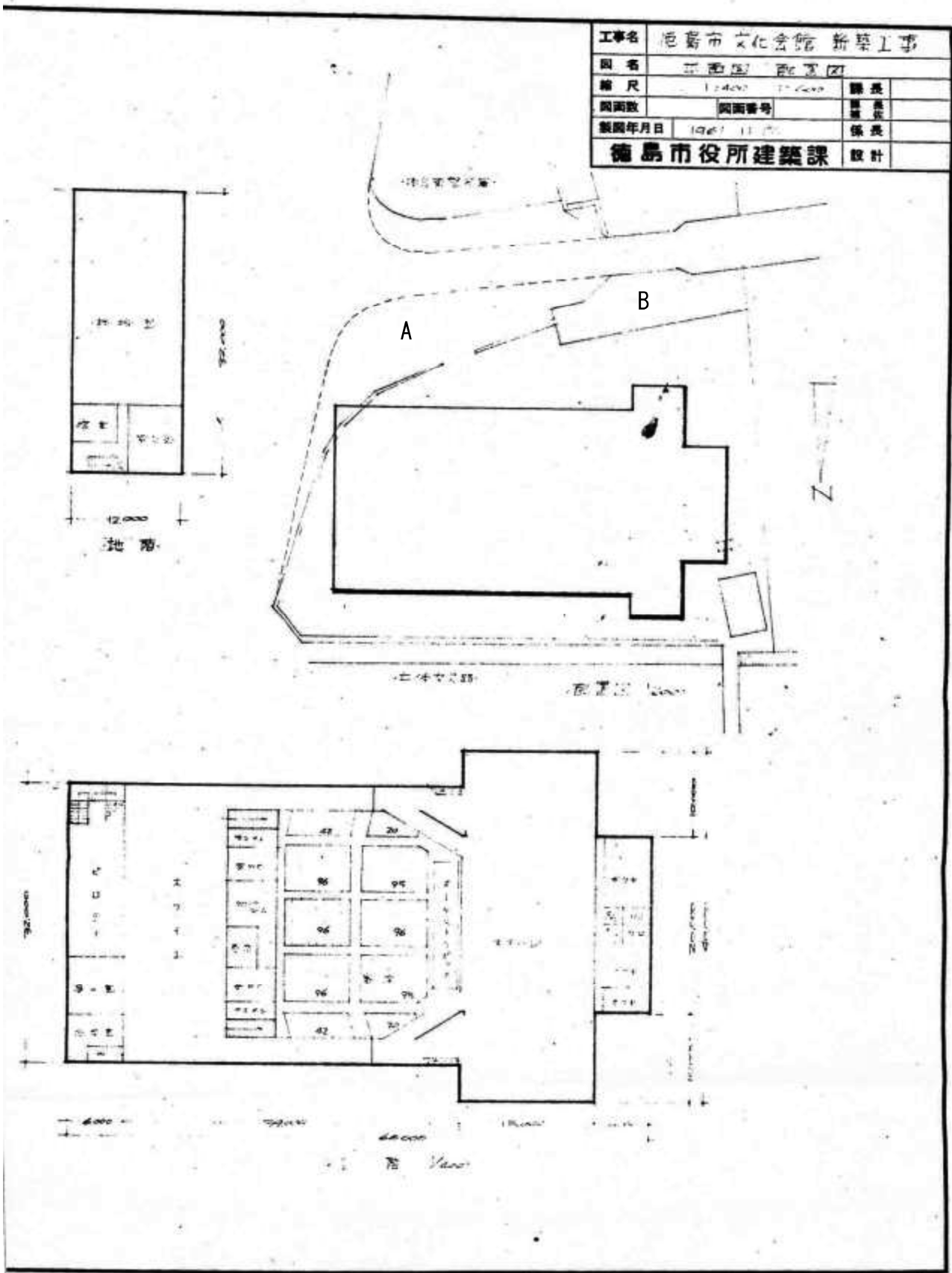
建設事業費及び財源 150,000千円

工事費 142,000千円

雑費 8,000千円

財源

徳島市文化会館新築工事図面（建物配置図部分）



副 第1号様式調本 (B5) 確認通知書 (建築申請手続書)

この申請書及び添付図書に記載の建築物の計画は、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基く命令及び条例の規定に適合することを確認しましたので、通知します。

確認番号 第 641 号 (建築主事) 建築主事 福田次郎

確認年月日 昭和 37.7.5 - 日

1. 建築主住所氏名 徳島市幸町2丁目番地 徳島市長 豊田幸太郎

2. 代理人資格姓名 1級建築士 () 登録第 06151 号 建築課長 速水剛

3. 住所氏姓名 1級建築士 (大臣) 登録第 306 号 東京都港区西久保櫻川町3番地 建築事務所 (知事) 級登録第 21012 号 富永棟太 (591)4674

4. 工事監理者資格姓名 1級建築士 () 登録第 06151 号 建築課長 速水剛

5. 工事主任者氏名 建設業者登録 第 号 西松建設株式会社

6. 敷地の位置 徳島市城の内1番地

7. 主 用途 徳島市文化センター

8. 工事種別 新築、増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替

9. 敷地面積 申請部分 申請以外の部分 合計 4,638.0 ㎡

10. 建築面積 2,187.56 ㎡ 2,187.56 ㎡

11. 延床面積 4,901.586 ㎡ 4,901.586 ㎡

12. 敷地面積との比 48.4 %

13. 工事着手予定日 昭和 37 年 月 日 14. 工事完了予定日 昭和 38 年 7 月 30 日

15. その他必要な事項 市有地

イ、用途 附家 (機械室、会議室、調理室) = 屋 根 下 277.71 ㎡

16. 工事種別 新 築 水 外 敷 277.71 ㎡

ハ、構造 鉄筋コンクリート造

階	地 階	1 階	2 階	3 階	P.H 階	計
ト、申請部分	438.609 坪	444.110 坪	429.710 坪	429.710 坪	10.45 坪	1752.589 坪
チ、申請以外の部分						
テ、合 計	438.609 坪	444.110 坪	429.710 坪	429.710 坪	10.45 坪	1752.589 坪
ニ、柱の小径	尺	尺	尺	尺	寸	寸
リ、横架材間の垂直距離	尺	尺	尺	尺	寸	寸
ハ、階の高さ	尺	尺	尺	尺	寸	寸
ニ、居室の天井の高さ	尺	尺	尺	尺	寸	寸
ホ、建築設備の種類	給排水、空調、電気、ガス、ガス設備 電動ガレージ					

(注意) 申請建築物が、2以上の場合は、建築物ごとに(延床面積が10平方メートル以内のものを除く。)に「第1号様式建築物別概要追加書類」に必要書類を記載して添えて下さい。

※印のある欄は記入しないで下さい。3、4欄は、代理人、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、住所はどの事務所の所在地を書いて下さい。4、5欄は、未定ときは後で定まつてから工事着手前に届けて下さい。6、7欄及び16欄の「○」は該当するのを○で囲んで下さい。7欄は、できるだけ具体的に書いて下さい。16欄の「タ」は、木造の場合のみ記入して下さい。16欄の「タ」は、別紙にその概要を記して添えて下さい。数字は第7欄を用い、単位はなるべくメートル法として下さい。ここに書きあらわせない事項で特に確認を受けようとする事項は、15欄又は別紙に記載して添えて下さい。

徳島市土木課照合済 税務課照合済 (徳島県建築士会)